

令和4年5月6日（金）

多田議長 様

早来大町 1 4 1 - 4 7
町民 吉岡 政昭（78歳）

お早うございます。

早速ですが、先日の臨時議会において義務教育学校建設費が、1億3千400万円の増額補正がなされました。この件の扱いに関して、お願いを申し上げます。

この件に関して、議会でいくつか質問、意見があったと側聞しておりますが、（録画では放映されておりましたので）肝心な法律上の指摘や対応については、録画でも確認することが出来ませんので、「**財政の適正な運用を願う一町民**」として、改めて多田新議長に質問をし、議長としての法律にの取った取り扱いを、お願いするものです。

質問 1. 議会基本条例（第8条）では、「町長が重要政策等を議会に提案するとき」は、「資料を作成し、わかりやすく説明するよう努めるものとする」とあります。

そしてその内容として、

（5）【実施に伴う財源】

（6）【将来にわたる維持管理費の推計及び財源】について

と示されています。

このたびの突然の1億3千万円を超える増額補正提案は、**結果として、今までの町長側の説明に重大な瑕疵があったということでもあります。**

【積算ミス】も指摘されているとのことですが、「業者に1か月の指名停止が相当」との判断もあるものと側聞しております。

いずれにせよ、「1億3千万円を超える増額補正」は、議会基本条例（第8条）の「資料を作成し、わかりやすく説明するよう努めるものとする」に該当するものです。

改めて、多田議長に要請します。

1つ。議会基本条例の趣旨に立って、【積算ミス】の内容を公表させ、一般町民にもわかるように【資料提供】と【説明】を求めて頂きたいと思っております。

具体的には、①【積算ミス】の資料と1億3千万円の内容を作成させること。

②わかりやすく説明すること」の要求をし、実現させることを
お願いいたします。

2つ、「資料を作成し、わかりやすく説明する場所」は、条例では、当然、議会に対するものとなっておりますが、

①全議員が参加し、資料が全員に配布されること。

②審議を深めるため、発言回数に制限をかけない会議を開いていただきたい。

③議事録を作ることなどが、保証、実現でき、真相が深められることを希望するものです。

以上

